

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「法」という。）別表第 4 第 1 号の 3、別表第 4 第 1 号の 7 及び別表第 4 第 1 号の 10 並びに平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 17 号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 貸付対象者 次に掲げる農林漁業者</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第 3 条に定める林業経営改善計画の認定を受けたもの</p> <p>(3) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）第 4 条に規定する改善計画の認定を受けたもの</p> <p>(4) 農林漁業者であって、農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては、当該法人の農林漁業に係る売上高が総売上</p>	<p>第2 資金の内容</p> <p>本資金の内容については、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「法」という。）別表第 4 第 1 号の 3、別表第 4 第 1 号の 7 及び別表第 4 第 1 号の 10 並びに平成 20 年 9 月 30 日財務省・農林水産省告示第 36 号（株式会社日本政策金融公庫法別表第 1 第 8 号の下欄に掲げる資金を指定する等の件）の第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 17 号に定めるもののほか、この要綱に定める事項に即して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が定めるところによるものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 貸付対象者 次に掲げる農林漁業者</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和 54 年法律第 51 号）第 3 条に定める林業経営改善計画の認定を受けたもの<u>（個人、株式会社及び持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）に限る。以下同じ。）</u></p> <p>(3) 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）第 4 条に規定する改善計画の認定を受けたもの<u>（漁業を営む漁業協同組合を除く。）</u></p> <p>(4) 農林漁業者であって、農林漁業に係る所得が総所得（法人<u>（株式会社、持分会社、農事組合法人及び漁業生産組合</u></p>

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

<p>高) の過半を占めているもの、又は粗収益が 200 万円以上 （法人にあつては 1,000 万円以上）であるもの</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 償還（据置）期限 償還期限 10 年以内（うち据置期間 3 年以内） <u>ただし、第 2 の 1 の (3) の ⑥ に掲げる資金にあつては、償還 期限 15 年以内とする。</u></p> <p><u>また、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び 助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 121 条第 1 項 の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政 援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等 に関する政令（平成 23 年政令第 132 号）第 12 条第 1 項に定め る者にあつては、償還期限 13 年以内（うち据置期間 6 年以 内）とする（令和 3 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決定を行 ったものに限る。）。</u></p> <p>別紙様式〔個人用、農業者〕 (中略)</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p>	<p><u>に限る。以下同じ。）</u>にあつては、当該法人の農林漁業に 係る売上高が総売上高) の過半を占めているもの、又は粗 収益が 200 万円以上（法人にあつては 1,000 万円以上）で あるもの</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 償還（据置）期限 償還期限 10 年以内（うち据置期間 3 年以内） ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及 び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 121 条第 1 項の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財 政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等 に関する政令（平成 23 年政令第 132 号）第 12 条第 1 項に定 める者にあつては、償還期限 13 年以内（うち据置期間 6 年以 内）とする（令和 3 年 3 月 31 日までの間に貸付けの決定を行 ったものに限る。）。</p> <p>別紙様式〔個人用、農業者〕 (中略)</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印</p>
--	--

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

4 農家経済の内容 (単位：千円)

【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】	
	通常年 (年)	直近	
農業粗収益 ①			(記載内容) 粗収益や所得の増加、支出の削減の見込み額及び収入保険等のセーフティネットの加入状況等を記入して下さい。
その他収入 ②			
計(収入) ③=①+②			
農業支出 ④			
うち減価償却費			
その他支出 ⑤			
租税公課諸負担 ⑥			
家計費(家族名) ⑦			
計(支出) ⑧=④~⑦			
収支 ⑨=③-⑧			

注： 過去3年分の青色申告書、白色申告書、貸借対照表、損益計算書、所得（損失）計算明細書を添付して下さい。

別紙様式〔個人用、林業者〕

(中略)

住 所  
氏 名

4 林家経済の内容 (単位：千円)

【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】	
	通常年 (年)	直近	
林業粗収益 ①			(記載内容) 粗収益や所得の増加、支出の削減の見込み額及び森林保険等のセーフティネットの加入状況等を記入して下さい。
その他収入 ②			
計(収入) ③=①+②			
林業支出 ④			
うち減価償却費			
その他支出 ⑤			
租税公課諸負担 ⑥			
家計費(家族名) ⑦			
計(支出) ⑧=④~⑦			
収支 ⑨=③-⑧			

注： 過去3年分の青色申告書、白色申告書、貸借対照表、損益計算書、所得（損失）計算明細書を添付して下さい。

4 農家経済の内容 (単位：千円)

【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】	
	通常年 (年)	直近	
農業粗収益 ①			(記載内容) 粗収益や所得の増加、支出の削減の見込み額等を記入して下さい。
その他収入 ②			
計(収入) ③=①+②			
農業支出 ④			
うち減価償却費			
その他支出 ⑤			
租税公課諸負担 ⑥			
家計費(家族名) ⑦			
計(支出) ⑧=④~⑦			
収支 ⑨=③-⑧			

注： 過去3年分の青色申告書、白色申告書、貸借対照表、損益計算書、所得（損失）計算明細書を添付して下さい。

別紙様式〔個人用、林業者〕

(中略)

住 所  
氏 名

印

4 林家経済の内容 (単位：千円)

【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】	
	通常年 (年)	直近	
林業粗収益 ①			(記載内容) 粗収益や所得の増加、支出の削減の見込み額等を記入して下さい。
その他収入 ②			
計(収入) ③=①+②			
林業支出 ④			
うち減価償却費			
その他支出 ⑤			
租税公課諸負担 ⑥			
家計費(家族名) ⑦			
計(支出) ⑧=④~⑦			
収支 ⑨=③-⑧			

注： 過去3年分の青色申告書、白色申告書、貸借対照表、損益計算書、所得（損失）計算明細書を添付して下さい。

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

別紙様式〔個人用、漁業者〕

（中略）

住 所  
氏 名

4 漁家経済の内容

（単位：千円）

【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】	
	通常年 (年)	直 近	
漁業粗収益 ①			(記載内容) 粗収益や所得の増加、支出の削減の見込み額及び漁業共済等のセーフティネットの加入状況等を記入して下さい。
その他収入 ②			
計(収入) ③=①+②			
漁業支出 ④			
うち減価償却費			
その他支出 ⑤			
租税公課諸負担 ⑥			
家計費(家族名) ⑦			
計(支出) ⑧=④~⑦			
収 支 ⑨=③-⑧			

注： 過去3年分の青色申告書、白色申告書、貸借対照表、損益計算書、所得（損失）計算明細書を添付して下さい。

別紙様式〔法人・団体用、農業者〕

（中略）

住 所  
名称・代表者名

別紙様式〔個人用、漁業者〕

（中略）

住 所  
氏 名

印

4 漁家経済の内容

（単位：千円）

【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】	
	通常年 (年)	直 近	
漁業粗収益 ①			(記載内容) 粗収益や所得の増加、支出の削減の見込み額等を記入して下さい。
その他収入 ②			
計(収入) ③=①+②			
漁業支出 ④			
うち減価償却費			
その他支出 ⑤			
租税公課諸負担 ⑥			
家計費(家族名) ⑦			
計(支出) ⑧=④~⑦			
収 支 ⑨=③-⑧			

注： 過去3年分の青色申告書、白色申告書、貸借対照表、損益計算書、所得（損失）計算明細書を添付して下さい。

別紙様式〔法人・団体用、農業者〕

（中略）

住 所  
名称・代表者名

印

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

5 法人・団体の経営内容 (単位：千円)

【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】	
	通常年 (年)	直近	
農業売上 ①			(記載内容) 売上や収支の増加、支出の削減の見込み額及び収入 保険等のセーフティネットの加入状況等を記入して 下さい。
その他売上 ②			
計(売上) ③=①+②			
農業支出 ④			
うち減価償却費			
その他支出 ⑤			
法人税等諸負担 ⑥			
計(支出) ⑦=④~⑥			
収支 ⑧=③-⑦			

別紙様式〔法人・団体用、林業者〕

(中略)

住 所  
名称・代表者名

5 法人・団体の経営内容 (単位：千円)

【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】	
	通常年 (年)	直近	
農業売上 ①			(記載内容) 売上や収支の増加、支出の削減の見込み額等を記入 して下さい。
その他売上 ②			
計(売上) ③=①+②			
農業支出 ④			
うち減価償却費			
その他支出 ⑤			
法人税等諸負担 ⑥			
計(支出) ⑦=④~⑥			
収支 ⑧=③-⑦			

別紙様式〔法人・団体用、林業者〕

(中略)

住 所  
名称・代表者名

印

5 法人・団体の経営内容 (単位：千円)

【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】	
	通常年 (年)	直近	
林業売上 ①			(記載内容) 売上や収支の増加、支出の削減の見込み額及び森林 保険等のセーフティネットの加入状況等を記入して 下さい。
その他売上 ②			
計(売上) ③=①+②			
林業支出 ④			
うち減価償却費			
その他支出 ⑤			
法人税等諸負担 ⑥			
計(支出) ⑦=④~⑥			
収支 ⑧=③-⑦			

別紙様式〔法人・団体用、漁業者〕

(中略)

5 法人・団体の経営内容 (単位：千円)

【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】	
	通常年 (年)	直近	
林業売上 ①			(記載内容) 売上や収支の増加、支出の削減の見込み額等を記入 して下さい。
その他売上 ②			
計(売上) ③=①+②			
林業支出 ④			
うち減価償却費			
その他支出 ⑤			
法人税等諸負担 ⑥			
計(支出) ⑦=④~⑥			
収支 ⑧=③-⑦			

別紙様式〔法人・団体用、漁業者〕

(中略)

○ 農林漁業セーフティネット資金実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7581 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

<p>住所 名称・代表者名</p> <p>5 法人・団体の経営内容 <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【収支の状況】</th> <th colspan="2">【経営安定のための具体的取り組み】</th> </tr> <tr> <th></th> <th>通常年 (年)</th> <th>直近</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業売上 ①</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">                     (記載内容)                      売上や収支の増加、支出の削減の見込み額及び漁業                      共済等のセーフティネットの加入状況等を記入して                      下さい。                 </td> </tr> <tr> <td>その他売上 ②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計(売上) ③=①+②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業支出 ④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち減価償却費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他支出 ⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税等諸負担 ⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計(支出) ⑦=④~⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収支 ⑧=③-⑦</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙参考様式〔個人・法人共通〕 (中略)</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名</p>	【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】			通常年 (年)	直近		漁業売上 ①			(記載内容) 売上や収支の増加、支出の削減の見込み額及び漁業 共済等のセーフティネットの加入状況等を記入して 下さい。	その他売上 ②			計(売上) ③=①+②			漁業支出 ④			うち減価償却費			その他支出 ⑤			法人税等諸負担 ⑥			計(支出) ⑦=④~⑥			収支 ⑧=③-⑦			<p>住所 名称・代表者名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>5 法人・団体の経営内容 <span style="float: right;">（単位：千円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">【収支の状況】</th> <th colspan="2">【経営安定のための具体的取り組み】</th> </tr> <tr> <th></th> <th>通常年 (年)</th> <th>直近</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業売上 ①</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">                     (記載内容)                      売上や収支の増加、支出の削減の見込み額等を記入                      して下さい。                 </td> </tr> <tr> <td>その他売上 ②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計(売上) ③=①+②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>漁業支出 ④</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち減価償却費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他支出 ⑤</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税等諸負担 ⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計(支出) ⑦=④~⑥</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収支 ⑧=③-⑦</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙参考様式〔個人・法人共通〕 (中略)</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】			通常年 (年)	直近		漁業売上 ①			(記載内容) 売上や収支の増加、支出の削減の見込み額等を記入 して下さい。	その他売上 ②			計(売上) ③=①+②			漁業支出 ④			うち減価償却費			その他支出 ⑤			法人税等諸負担 ⑥			計(支出) ⑦=④~⑥			収支 ⑧=③-⑦		
【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】																																																																							
	通常年 (年)	直近																																																																							
漁業売上 ①			(記載内容) 売上や収支の増加、支出の削減の見込み額及び漁業 共済等のセーフティネットの加入状況等を記入して 下さい。																																																																						
その他売上 ②																																																																									
計(売上) ③=①+②																																																																									
漁業支出 ④																																																																									
うち減価償却費																																																																									
その他支出 ⑤																																																																									
法人税等諸負担 ⑥																																																																									
計(支出) ⑦=④~⑥																																																																									
収支 ⑧=③-⑦																																																																									
【収支の状況】		【経営安定のための具体的取り組み】																																																																							
	通常年 (年)	直近																																																																							
漁業売上 ①			(記載内容) 売上や収支の増加、支出の削減の見込み額等を記入 して下さい。																																																																						
その他売上 ②																																																																									
計(売上) ③=①+②																																																																									
漁業支出 ④																																																																									
うち減価償却費																																																																									
その他支出 ⑤																																																																									
法人税等諸負担 ⑥																																																																									
計(支出) ⑦=④~⑥																																																																									
収支 ⑧=③-⑦																																																																									

附 則（令和 2 年 6 月 12 日 2 経営第 742 号）

この通知は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。